

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月15日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

「	駅東サービスセンター 所長 副参事
」	新型コロナウイルス対策室 室長


を 「 駅東サービスセンター  
所長 副参事 」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。